

Kobayashi Nojiri
小林市・野尻町

2010.3
最終号

合併協議会だより

“新春に羽ばたく”



未来に羽ばたく若者の新春の集い「小林市成人式」



早春の野尻路を駆ける最後の「野尻町ロードレース大会」



新春の小林路に健脚を競う「小林市市内一周駅伝競走大会」



野尻町消防団出初め式に花を添えた大塚原保育園の園児たち

CONTENTS

第9回協議会報告

地域自治区、公共施設等の名称、合併協議会の廃止、
平成21年度決算等の5項目について報告
協議会からのお知らせ

新小林市誕生(平成22年3月23日(火))まで

あと**22日**(平成22年3月1日現在)



新小林市

野尻町区

第9回 協議 報告

1月28日



**地域自治区、公共施設等の名称、合併協議会の
廃止、平成21年度決算等の5項目について報告**

1月28日、小林市中央公民館大ホールで第9回協議会を開催し、地域自治区、公共施設等の名称、合併協議会の廃止、平成21年度決算等の5項目について報告しました。

報告事項

第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、報告しました。

地域自治区の取扱いについて

今回の合併に伴って、合併新法に基づき、現在の野尻町の区域に設置される地域自治区の区長の権限や地域協議会の役割等について、報告しました。

公共施設等の名称の取扱いについて

公共施設等の名称について、次の基本方針及び整備方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

■基本方針

公共施設等の名称変更については、原則として現行の名称を基本に、住民が慣れ親しんでいることを考慮し、混乱等を来たさないよう分かりやすく整備するものとし、

■整備方針

- ① 旧小林市の施設等の名称については、原則として現行の名称とします。
- ② 旧野尻町の施設等の名称については、野尻又は野尻町の名称を残し、小林市の名称の形を基本に統一します。
- ③ 町立が冠されているものについては、「小林市立」に置き換えます。(設置主体を明確にする必要があるもの。)
- ④ 旧町名が冠されていない施設で、新市内に同一又は類似する名称の公共施設等がないものについては、原則現行のとおりとします。
- ⑤ 補助金等を受けて建設した施設等の名称変更については、その交付要綱等に十分注意し取扱うこととします。

小林市・野尻町合併協議会の 廃止について

平成22年3月23日から野尻町の区域を小林市に編入し、新小林市が誕生することに伴い、平成22年3月22日をもって小林市・野尻町合併協議会を廃止すること

- について報告しました。
- 今後、地方自治法に基づき、両市町の3月議会での議決を経て、県に協議会廃止の届出をします。
- 平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて**
- 小林市・野尻町合併協議会は、両市町議会の議決を経て、平成22年3月22日をもって廃止するため、平成21年度協議会決算等については、次のとおり取り扱うことを報告しました。
- ① 協議会の収支は、協議会規約の規定に基づき、協議会を廃止した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者が決算します。
 - ② 決算の報告については、会長であった者が、協議会財務規程の規定に基づき決算を調製し、監査委員であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者及び小林市長に送付することにより、決算認定に代えます。
 - ③ 協議会に属する財産及び事務については、協議会規約の規定に基づき、両市町の長の協議により、すべて小林市に引き継ぎます。
 - ④ その他、協議会の決算等の取扱いに関し必要な事項は、両市町が協議して定めます。

●協定項目の調整方針に基づく個別調整の結果が、次のとおり報告されました。

協定項目	個別調整の内容
地域自治区の取扱い	<p>合併新法に基づき、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置します。設置期間は合併の日から平成28年3月31日まで（約6年間）です。</p> <p>野尻町区の事務所は、各種窓口業務や保健・福祉サービス、地域振興、産業振興、コミュニティ施策の推進等の総合支所業務全般と地域協議会の事務を所掌します。住民生活に直結するサービスは、地域内で可能な限り完結し、新市の円滑な運営と均衡ある発展を目指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①野尻町区長の身分は、常勤の特別職です。 ②野尻町区長の設置期間は、合併の日から2年間に限ります。3年目以降は、支所長を置き、市職員を充てます。 ③野尻町区長の任期は、2年です。 ④野尻町区長の給料は、須木区長と同額の563,000円です。 ⑤野尻町区長の権限は、財務関係(委託料、工事請負費等)に関しては副市長と同程度(委託料1,000万円、工事請負費2,000万円)、その他については部局長と同程度の専決権とし、野尻町区内に係るものに限りします。 ⑥野尻町区長は、野尻町区内の組織・団体の意見を尊重し、地域の行政運営に優れた識見を有する人の中から市長が選任します。 ⑦野尻町区長は、野尻町区に係る運営方針や重要施策の決定、新市施策の協議・調整を図るため市長、副市長、部局等で構成する庁議に参画します。 ⑧野尻町区長は、市議会の本会議に参与として出席します。 ⑨野尻庁舎課長の専決権は、本庁課長と同等で野尻町区内のものに限りします。 ⑩野尻町区長は、野尻庁舎の職員の出張、服務に関することについて受け持ちます。 ⑪入札・契約事務関係について、業者選定は野尻町区長等が参画する指名審査会で一本化して行います。野尻庁舎課長の専決に係る入札・契約事務は、野尻庁舎で行います。 ⑫野尻町区長は、地域の代表として日常的に地域の住民・議員・団体等の意見を把握します。庁議や市長・副市長等との協議・調整などを通じて、野尻町区の住民の意向を市政運営に反映させる役割を果たします。また、市が主体とならない野尻町区内の行事や式典など、対外的な場にも地域代表として出席します。 ⑬地域自治区に設置される地域協議会の委員は、15人以内で構成します。内訳は、公共的団体等の推薦6人以内、学識経験者6人以内、公募3人以内とします。任期は2年で再任は妨げません。 ⑭地域協議会は、市長その他市の機関により諮問されたもの、市の施策に関する重要事項で野尻町区内のこと等について審議し、意見を具申することができます。また、市長は新市基本計画や新市の総合計画など野尻町区に係るものについて決定、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければなりません。 ⑮野尻町区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までですが、合併後、一定期間を経過した後に評価し、合併新法による地域自治区、または地方自治法による市内全域への地域自治区の設置の是非について、再度検討します。そのため、新市における一体性の醸成や住民の安心感の確保等を考慮し、野尻町区のあり方について随時見直しを行っていきます。

公共施設等の名称変更一覧

類似区分			市町での名称	新市での名称	名称変更
区分①	区分②	市町名			
庁舎	総合支所	野尻町	野尻町役場	小林市野尻庁舎	○
	出張所	野尻町	野尻町紙屋支所	小林市紙屋出張所	○
保健・福祉 関連施設	福祉施設	野尻町	野尻町地域包括支援センター	のじり地域包括支援センター	○
		野尻町	野尻町社会福祉協議会	小林市社会福祉協議会野尻支所	○
	児童施設	野尻町	野尻町のびのび子育て支援センター	小林市立野尻のびのび子育て支援センター	○
	保育所	野尻町	野尻町立紙屋保育園	小林市立紙屋保育園	△
		野尻町	野尻町立野尻保育園	小林市立野尻保育園	△
		野尻町	野尻町立栗須保育園	小林市立栗須保育園	△
	児童遊園等	野尻町	中央児童遊園	野尻中央児童遊園	○
		野尻町	大脇児童遊園	野尻大脇児童遊園	○
		野尻町	瀬戸ノ口児童遊園	野尻瀬戸ノ口児童遊園	○
		野尻町	栗須児童遊園	野尻栗須児童遊園	○
		野尻町	大平山児童遊園	野尻大平山児童遊園	○
	教育関連施設	幼稚園	野尻町	野尻町立野尻幼稚園	小林市立野尻幼稚園
小学校		野尻町	野尻町立紙屋小学校	小林市立紙屋小学校	△
		野尻町	野尻町立野尻小学校	小林市立野尻小学校	△
		野尻町	野尻町立栗須小学校	小林市立栗須小学校	△
		野尻町	野尻町立紙屋中学校	小林市立紙屋中学校	△
中学校		野尻町	野尻町立野尻中学校	小林市立野尻中学校	△
		小林市	小林市立図書館須木分室	小林市立図書館須木分館	○
図書館		野尻町	野尻町図書室	小林市立図書館野尻分館	○
	給食センター	野尻町	学校給食センター	野尻学校給食センター	○
コミュニティ 関連施設	公民館	野尻町	中央公民館	野尻地区公民館	○
	公園	小林市	陰陽石公衆トイレ	陰陽石公園	○
スポーツ 関連施設	体育館・ 運動場等	小林市	須木体育館	須木地区体育館	○
		小林市	小林市東方森林体育館	小林市東方地区体育館	○
		野尻町	花立原体育館	紙屋地区体育館	○
		野尻町	三ヶ野山体育館	三ヶ野山地区体育館	○
		野尻町	花立原運動広場	紙屋運動広場	○
		野尻町	弓道場	野尻町弓道場	○
環境衛生・ 水道関連施設	水道施設	野尻町	西部地区簡易水道	野尻西部地区簡易水道	○
	下水道施設	小林市	須木村農業集落排水施設	中央地区農業集落排水処理場	○
		野尻町	漆野原地区農業集落排水処理施設	漆野原地区農業集落排水処理場	○
公営住宅 関連施設	山村定住住宅	野尻町	上ノ原団地	上ノ原	○
		野尻町	観音丘団地	観音丘	○

※上記の一覧表は、合併に伴って名称変更の必要がある施設だけを掲載しています。

〔名称変更区分〕 ○：市町名以外の部分の変更があるもの △：市町名の部分のみの変更となるもの

委員から次のような質疑・意見が出されました。

地域自治区の取扱いについて

小林市委員：野尻町区長の位置付けのところで、「区長の設置期間は合併の日から2年間に限る。3年目以降は事務所長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる」となっているが、2年後における支所長の権限、もちろん部長級であると思うが、たとえば予算の流用・要求・執行・専決の仕事についての位置付け、須木庁舎との整合性について、2年後は野尻町区は支所長だが、須木区はどうなのか、詳しく説明してほしい。

組織機構グループ：確かに合併から2年過ぎたら、野尻町区は区長がなくなり支所長ということで、市長の補助機関である職員、一般職を充てる。想定としては部長級になってくるのかと予想される。支所長は今回の組織で言えば、部長のところの専決・専決に沿った対応になってくるだろう。場合によっては、条例・規則を改正しなければならない場合も出てくるかもしれない。須木区との問題は、確かに須木区では、特別職である地域自治区長の設置期間の期限が決まってないため、今後、議論がなされていくと思う。須木区のことをどうやっていくということは、この場でまだ言えないので、合併した後に課題として、合併協議会の意見等をもとに議論していくことになっていくと考えている。

小林市委員：支所長の位置付け、権限をこの場で明確にする必要はないのか。須木庁舎との整合性も、今のうちにやっておく必要はないのか。

組織機構グループ：おそらく支所長は、今の課でいうと3課、地域自治区に3つの課が置かれるので、そこを取りまとめる一般職の長になる。部長職ということで対応していくことになると思うので、部長の専決権の中に支所長を挿入する可能性は十分ある。ここで須木区との問題を議論することは難しいと思うので、今後の問題としてご理解いただきたい。

小林市委員：野尻町区長の選任までいよいよ時間がなくなってきたが、小林市から野尻町長に依頼が済んでいるということだが、現在の状況はどうなっているか。「人選にあたっては野尻町区内の組織・団体等を招集する」となっているが、組織・団体等の名前を分かっていたら教えてほしい。財務に関する専決事項で、都城市を参考にしたということだが、専決金額の表示の仕方が違っ

ているのはなぜか。小林市の財務規則はかなり古いもので、都城市は財務の専決・専決規則を作っているがこれは小林市にはあるのか。ない場合は、今後どのように進めるのか、お聞きしたい。

事務局：野尻町区長の選任については、事務レベルでは依頼内容を協議しているが、公文書については、現在専決中である。予定としては、正式には2月になってから文書を野尻町に送付して、依頼するという状況である。

企画財政部会：都城市は専決金額の幅が明記されているのに比べて、小林市はちょっと違うという質問だが、小林市においては現在、予算執行伺いはそれぞれの費目を金額によって専決区分を決めており、職員もそれに馴染んでいる。〇〇万円未満という表記は専決区分によって「〇〇万円以上〇〇万円未満」という解釈で、表している意味は都城市と同じであり、小林市はこういう方式を採らしていただいた。それから小林市にも財務規則はあり、現在それによって執行している。

小林市委員：区長の選任は3月23日の合併までに時間的に間に合うのか。その間に組織・団体の代表者を招集して選考するということが、大丈夫なのか。それと予算の専決事項については明確にしておいた方がよい。特に部制が敷かれた場合、部長・課長の責任体制を明確にしていけないといけぬ。今後の課題として十分検討してほしい。

事務局：野尻町区長の選任については、間に合うのかというご心配だが、事務局としては正式依頼が2月1日で、合併まで1か月間の余裕がある。それを見越して2月1日に正式に依頼することを決定した。

企画財政部会：小林市の方も専決区分を明確にした方がよいとの指摘だが、都城市を参考にさせていただいた理由は、地域自治区を置いて区長がいるところで、部制を敷いているのが県内では都城市だけであるためだが、当然、現行と部制の場合を参酌して専決金額の設定は決めていった。都城市との専決金額の設定は違うが、表現が違うということで内容は同じである。

小林市委員：地域自治区のあり方について、確かに一体感の醸成、特に編入合併される野尻町の住民の方々が、いろんな面で不安、とまどいを持っておられる。そういう中で地域自治区を設置されるということは、必要だし大変重要なことである。特別職の区長の任期は2年だが、地域自

治区については平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間経過した後に評価をして、野尻の地域自治区の設置の是非について、再度随時検討していく。これは一体感の醸成ができ、不安解消ができたという一定の状況が出てきた場合には、地域自治区をなくすということだろうと思うが、どういう形で評価をされるのか、合併新法による地域自治区を撤廃するということになると、誰がどういう状況の中で判断をしていくのかということが出てくる。これは野尻の人たちにとってはかなり大事な問題だと思うので、これについての判断・検討は、どういう方向で考えているのか。

2点目は、地域自治区の中に地域協議会を設置する。これは須木区とまったく同じで、合併したところではほとんど地域協議会が設置されているが、いろんな他の市の状況を聞くと、地域協議会がきちんと機能していて、住民の合併後の活動をいろんな形で補完する状況になっている例は、ほとんどない。形だけ形式上作っているという、機能が果たされていない状況が大部分だということは皆さんご承知のとおりである。作るのであれば、地域協議会がきちんと機能するような形でないといけない。須木区に作っているのだから、当然、野尻町にも作るということになると、その過程の中でどういう協議があったのか。どこを反省してどういう工夫をして、野尻町に地域協議会を作ろうという結論になったのか。それがないと、やはり作っただけという陳情的な面が先行するということも考えられる。どういう議論の中で、地域協議会の構成・選任要件・手続き等を決めたのか。

組織機構グループ：地域自治区、地域協議会については、合併協議会の中で小委員会を設置されていると議論されて、こういう結果になったことは了解している。確かにいろんなことも懸念されるが、地域自治区なり地域協議会が新たなまちづくりへ発展していかないといけないというのは基本的なことではないかと考えている。地域自治区を設置する必要性・目的をしっかりと認識して今後取り組む必要がある。野尻町の住民の不安解消が第一だが、これからさらに小学校区等を単位としたまちづくりへということ意識しながら、やっていく必要があると感じている。具体的には事務の進め方については総合政策課を窓口として、須木庁舎、野尻庁舎の地域振興課と連携をしながら、地区住民や地域協議会、各種団体等の意見を聴く場を設ける、あるいは会合の場に出向

くなどして意見を聴いた上で、時機が来たならば具体的に取り組んでいくことになるのではないか」と推測している。

小林市委員：合併の大きなキーワードは、地域自治区のあり方、そして地域協議会の活動、この2つがキーポイントになるのではないかと。「合併して本当に良かった」、「あまり良くない」という住民の評価が出てくるのは、これによって大きく分かれてくるのではないかとと思うので、どういう評価をしてどういう状況が出てきた時に、野尻の地域自治区はなくすのかというのは基本的な問題であり、今後詰めて関係機関で議論していくことが必要だと思う。逆に地域自治区や地域協議会が、下手をすれば一体感の醸成を阻害する悪くなる要因にもなる。須木と野尻には地域自治区があるが、旧小林市にはない。そういう点で、住民の不安解消という点からこれを作っていくには、それなりの活動と目的と意義、そして住民や委員の人たちの合意が必要だと思う。そういう点では、委員の人選についても住民の代表としてどういう選任の仕方をすれば良いのか、合意を取った方が良いのか、選任の段階からきちんとした方向性を今後出していくことが、地域協議会が機能するかどうかにかかってくるだろうと思うので、要望として十分踏まえながら選任や具体的活動をしていくべきではないか。ただ作れば良いという問題ではない。市長がそれを有効に活用しながら、合併の効果を高めていくという目的で、地域協議会なり地域自治区を作るんだと思う。その点では、今後の課題として十分取り組むように要望しておく。

会長：私の方から答弁に補足をしたい。今、小林市の委員の皆さんからお話があったが、地域自治区の設置に関する協議書中の地域自治区の設置期間だが、須木区は合併の日から10年以内、平成28年3月19日までとなっている。野尻町区は合併の日から平成28年3月31日までの約6年間と決めた。したがって設置期間等が違うが、合併の方法が新設と編入合併で違ったが、将来ずっと新しい市として一緒にやっていく中で、このまま置いておくわけにはいかないだろうと思っている。今回、合併をした後に新しい市長、副市長、須木区長、野尻町区長の4者で、設置期間の問題やこれから先のことについて十分協議をする。合併を機に私も委員の中で意見を出して、2年間は新しい組織の中で同じ体制と一緒にやっていくわけだ

から、新しい次のやり方を決めていくということをお互いに了解すれば、そういう方向に進められるんじゃないか。委員から希望、要望としてあったように、どうしても須木区、野尻町区という特別な区を6年間、あるいは10年間作っておくよりも、一体感を早く醸成するというようなことから、両方に良い意見を出してもらって、一体感を早く作り上げた方が良くと思う。新しい市になってから先ほどのような人選をして、その中で地域協議会や地域自治区長の任期の問題について、決めていってはどうかと思っている。これを今、詰めていくということになると、3月23日の合併には到底間に合わない。さまざまなレベルで十分協議をしてここまで持ってきたが、提案しているところまでしか決めることができなかったということで、ご理解をいただきたい。

野尻町委員：地域自治区、地域協議会については、野尻町の方が強く要望して今回設置してもらう形になったわけだが、さきほど小林市の委員からあったように、過去に合併したところを地域協議会委員になった人たちが十分勉強していただいて、本当に意味があるものを作っていただいて、一体感を早く醸成して1つになるようにしてほしい。これで町民の不安が解消できればと思うので、本当に意味があるものにしていきたいので、そういうところを勉強して設置していきたいと思う。

会長：将来、そういう方向に持っていくということをお互いに申し合わせをして、積極的にそれに取り組んでいくということではいかがか。

公共施設等の名称の取扱いについて

副会長：三ヶ野山体育館、三ヶ野山運動広場と書いてあるが、名称は「みけのやま」ではなく「みかのやま」と呼ぶ。野尻町民でも間違ってしまう方がいらっしゃるが、正式な名称は「みかのやま」であるのでお願いしておきたい。

小林市委員：全体的に見た時に各課から出てきたものを管財課の方で調整したのではないかなと思うが、たとえば野尻町がついたものもあれば、野尻町が抜けたものもある。そのあたりの調整がバラバラという感じがしてならない。一端名称を付けたら議会に出されて、協議会の方針がそのまま通ってしまい、半永久的にこの地区の名前が通って途中で変更することはないだろう。果たしてこれで良いものか、もう少し検討すべきではないか。

開庁準備グループ：基本方針と整備方針に沿って、小林市の表記に従って、ある程度変更していったというところがある。児童遊園についてはすべて野尻という地区名を冠している。それは小林市の方はすべて小林市が付いているという中で、調整させていただいた。整合性がないということだが、確かに小林市の体育館はすべて小林市が付いているが、野尻町の紙屋地区体育館、三ヶ野山体育館は、本来なら野尻が入った方が良くという考えもある。以前、小林市と須木村が合併した時に、須木体育館には小林市が付いていなかったため、今回も須木地区体育館とした。三ヶ野山体育館、紙屋地区体育館も類似する施設がないので、住民が馴染んで親しんでいることを考慮し、混乱等を来さないようそのままにさせていただいた。

小林市委員：たとえば今回、住所から「大字」をはずしたが、その理由を聞いてみると簡略化したほうが良いということだった。今回、各体育館については地区体育館という形になっている。簡易水道も細野簡易水道はそのまま、他のところは地区が入っている。全体的に何を考えているのか、不思議でおかしいんじゃないかなと思っている。体育館も別に地区を入れなくても良いんじゃないかという気がしないでもない。せっかく慣れ親しんでいるのに、わざわざ地区を入れると矛盾が出てくる。

開庁準備グループ：整備方針の中で、旧小林市の施設等の名称については、原則として現行の名称とすると謳ってあったので、今回、小林市の施設名称については、ほとんど変更していない。それと、野尻町については小林市の施設の表記に従って、ある程度それに則って変更していったという部分があるので、そういう状況の中でこのような形になってきている。

会長：1つには施設を建てる時に起債や補助金等をもって造ったもので、その時に使った名称は、そのまま使わないと具合が悪いような場合もある。しかし、ほとんど償還が済んでいて、名称を変えても良いんじゃないかということになったものもある。たとえば東方森林体育館は、起債が補助をもらって造ったが、償還が大方済んだので東方地区体育館に名称を変更した。できるだけ皆に分かりやすいものにしよう、と考えてやってくれたようなので、いろいろとご異論もあるだろうが、お認めいただけると大変ありがたいと思う。

Topics

●合併関連式典を開催します。

■小林市野尻庁舎開庁式

- 日 時：平成22年3月23日（火）
午前8時30分～
- 場 所：小林市野尻庁舎正面玄関前
※雨天時についても同じ
- 内 容 ①小林市野尻庁舎看板除幕
②市長等あいさつ
③テープカット 等



小林市野尻庁舎

■小林市・野尻町合併記念式典

- 日 時：平成22年3月23日（火）
午後1時30分～
- 場 所：小林市文化会館大ホール
- 内 容 ①オープニングセレモニー
②合併功労者総務大臣表彰
③市長感謝状贈呈
④合併記念メッセージ最優秀作品
表彰及び発表
⑤アトラクション 等



小林市文化会館

※一般参加者募集は、2月19日で締め切りました。

●暮らしの便利帳を発刊します。

合併に伴う行政サービスの内容や、住所変更に伴う手続き、新市の行政組織などをお知らせするとともに、地域の観光スポットや年間イベント、公共施設などを紹介する暮らしに役立つ情報が満載の「暮らしの便利帳」を発刊します。

合併前に各戸に配布しますので、お手元に置いて、ご活用ください。



こちら編集室

【編集・発行】

小林市・野尻町合併協議会
〒886-8501 小林市大字細野300
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
E-mail:kn-gappei@eco.ocn.ne.jp
URL :http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/

両市町の合併担当窓口

小林市合併推進室
TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037
E-mail:kn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

野尻町総務企画課

TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

▼合併まで22日（平成22年3月1日現在）となり、いよいよ秒読みに入りました。ラストスパークで作業を進めて、晴れやかな気持ちで合併を迎えたいと思います。▼協議会だよりも今回が最終号となり、合併協議会も2月25日の第10回協議会を最後に、合併前日の3月22日をもって解散することになります。▼協議会委員の皆さん、長い間地域の将来のために熱心にご協議いただき、本当にありがとうございます。また、住民の皆さん、つたない広報紙でしたが、協議会だよりを「愛読いただき、心から厚くお礼を申し上げます。▼合併新法が延長される状況の中で、今後、西諸地域の合併や道州制の議論がどのように進んでいくか、現段階ではわかりませんが、今後とも地域の将来について、住民の皆さんも関心を持って見守っていただければと思います。本当に長い間お世話になり、ありがとうございました。」